

第2次

紀の川市教育大綱

生涯共育

～とも(共)に育み生涯学ぼう～



紀の川市

(平成30年5月 策定)

目 次

第1章 教育大綱の概要	1～2
1. 大綱の位置づけ	
2. 他の関連計画等	
3. 大綱の実施期間	
第2章 教育大綱の基本構想	3～4
1. 基本理念	
2. 教育委員会施策目標	
第3章 教育大綱の基本施策	5～6
1. 地域の子供の健全育成の推進	
2. 学校教育環境の充実	
3. 子供の力を伸ばす教育	
4. 人権が尊重された差別のない社会の実現	
5. 生涯学習の推進	
6. 歴史資産の保護・活用	
7. スポーツの振興と環境の充実	
基本施策の具体的な取り組み	7～13

<第1章 教育大綱の概要>

紀の川市は、平成17年11月7日に旧那賀郡の5町（打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町）が合併して誕生しました。

平成20年3月に「第1次紀の川市長期総合計画」を策定し、「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる紀の川市」を将来像に掲げ、市民と一体となってまちづくりを進めてきました。

この間、さまざまな課題も生じておりますが、平成27年11月7日には、市制施行10周年を迎えることができました。

少子高齢化や人口減少など本市を取り巻く状況が刻々と変化する中、将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれる紀の川市を実現するため先の課題に柔軟に対応した、本市のあるべき姿と進むべき方向を示した「第2次紀の川市長期総合計画」を平成30年3月に策定しました。

また、紀の川市教育委員会においても「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い「第1次紀の川市長期総合計画後期基本計画」を基に、平成27年に「紀の川市教育大綱」を策定し積極的に教育行政を推進してきました。

今回、「第2次紀の川市長期総合計画」の策定に伴い、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させる等の観点から、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整し、教育行政の目標や施策の根本的なものとなる「第2次紀の川市教育大綱」（以下「教育大綱」という。）を前回と同様に策定し、これにより更なる教育行政の推進を図ってまいります。



紀の川市長 中村 慎司

(1) 大綱の位置付け

教育大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されています。

教育大綱策定にあたり、既に教育委員会で策定済の推進計画等を尊重し、「第2次紀の川市長期総合計画」の基本構想に定めるまちづくりの目標達成に向け、教育分野の施策目標を受け基本施策の方向性を示し策定しました。

また、この教育大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、「教育基本法」第17条第2項に基づく本市の「教育振興基本計画」としても位置付けるものです。

(2) 他の関連計画等

<関連計画等との整理>

教育委員会において既に策定済みの以下の計画は「第1次紀の川市長期総合計画」を基本として策定されています。

今後、策定する関連計画等につきましても教育大綱を基に策定するものとします。

- ・ 学校教育指針
（期 間：毎年更新）
- ・ 紀の川市スポーツ振興計画
（計画期間：平成21年度～平成30年度）
- ・ 紀の川市生涯学習推進計画
（計画期間：平成26年度～平成30年度）

(3) 大綱の実施期間

<大綱の実施期間>

期間は、平成30年度～平成34（2022）年度までの5ヶ年間とします。

<第2章 教育大綱の基本構想>

◆市の将来像◆

「人が行き交い 自然の恵みあふれる

住みよいまち」

本市に多くの人を訪れ、来訪者・市民を問わず交流が盛んで活気にあふれるまち、恵まれた自然環境、豊かな地域資源を生かした魅力あふれるまちをめざします。

また、生活している誰もが安全に安心して暮らせるまち、子供から高齢者まで、全ての市民がいきいきと暮らせるまち、本市に関わるみんなが紀の川市に愛着を持っているまちをめざします。

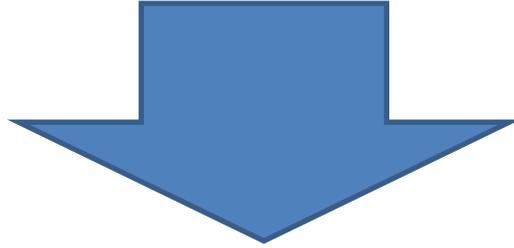


(1) 基本理念

しょう がい きょう いく
生 涯 共 育

子供も大人も元気に育ち学び続ける

紀の川市長期総合計画に掲げる「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」の実現に向け、将来に夢や希望を持つことができる紀の川市をめざすとともに、紀の川市の魅力のひとつでもある伝統ある歴史・文化に触れながら子供も大人も元気に育ち共に学び続ける「生涯共育」を進めます。



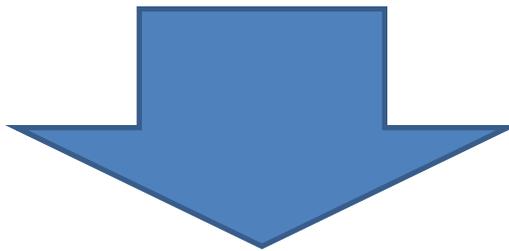
(2)教育委員会施策目標

子育て・教育は次世代の担い手を育てる営みです。しかし、核家族化や共働き世帯の増加により、子育ての負担が増加しているほか、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭やひとり親家庭の増加などにより、子育てを支援する仕組みの充実が必要となっています。

そのような中、地域全体で子供や子育てを温かく見守り支えることがさらに重要になってきます。

また、少子化など児童の減少による教育環境の変化への対応や、あらゆる世代が生涯を通して学び合うことができる機会をさらに充実していく必要があります。

生涯学習の機会を設けることは市民の生きがいや糧となるものです。地域に根ざした特色ある学校教育の充実によって学力の向上を図るとともに、幅広い世代が伝統ある歴史や文化に触れながら生涯学ぶことにより、子供も大人も元気に育ち学び続けることができるまちをめざします。



育み学ぶ元気なまち
～ともに育み生涯学ぼう～

<第3章 教育大綱の基本施策>

(1) 地域の子供の健全育成の推進

- 子供の安全確保と環境の整備
- 地域との交流・活動の推進
- 家庭教育の推進

(2) 学校教育環境の充実

- 教育相談の充実
- 特別支援教育の充実
- 安全・安心で快適な教育環境の充実
- 学校給食の充実
- 教育の機会均等の推進確保

(3) 子供の力を伸ばす教育

- 確かな学力の向上
- 豊かな心とたくましい体の育成
- 教職員の知識・技能の向上
- 幼児期教育の支援

(4) 人権が尊重された差別のない社会の実現

- 人権教育の推進

(5) 生涯学習の推進

- 生涯学習機会の提供
- 生涯学習施設の整備充実
- 図書館の充実



(6) 歴史資産の保護・活用

- 歴史文化の保護・継承
- 文化財の活用

(7) スポーツの振興と環境の充実

- 生涯を通じたスポーツ活動の推進
- スポーツ施設の充実と適切な管理



基本施策の具体的な取り組み

基本施策 (1)

地域の子供の健全育成の推進

●基本方針

- 地域社会全体で青少年を見守り育てるという意識を持ち青少年が安全・安心・健やかに過ごせるまちをめざします。

●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p><子供の安全確保と環境の整備></p> <ul style="list-style-type: none">○街頭補導や防犯パトロールなどの見守り活動を、学校、家庭、地域などと連携し実施します。○子供を取り巻く有害環境の浄化を目指し、スマートフォンなどの情報端末やインターネットを安全・適切に利用するための環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none">・ 青少年センター運営事業
<p><地域との交流・活動の推進></p> <ul style="list-style-type: none">○子ども会への加入を啓発するとともに、イベント・交流会などを充実させることで、多くの子供が活動に参加できる取り組みを進めます。○地域との交流の活性化を図るため、次世代を担う人材の育成を進めます。○青少年健全育成推進協議会が実施する地域活動を通して、青少年の健全育成を推進します。また、関係団体のさらなる主体的な取り組みや活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none">・ 地域子ども会活動支援事業・ 青少年健全育成事業
<p><家庭教育の推進></p> <ul style="list-style-type: none">○家庭教育が全ての教育の出発点という認識のもと、家族のふれあいを通して、基本的な生活習慣や生活能力の育成、また、豊かな情操や自尊心を高める取り組みを推進します。○関係各課や学校との連携を図り、保護者を対象とした家庭教育に対する正しい知識や情報の提供に努めるとともに、講座の開催など、学習機会の創出を図ります。○家族そろって参加できる地域のイベントや行事など、親子でのふれあいの機会づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭教育推進事業・ 地域子ども会活動支援事業・ 青少年健全育成事業

基本施策 (2)

学校教育環境の充実

●基本方針

- 安全・安心で快適な教育環境が整っているまちをめざします。

●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<教育相談の充実> ○いじめや不登校などの多様な教育問題を解決するため、学校、保護者、関係機関との連携を強化し、教育相談員・スクールカウンセラー・適応指導教室の積極的な活用を図ります。	・教育相談事業
<特別支援教育の充実> ○就学前や小・中学校で特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）を作成するとともに、関係機関と連携を図り、きめ細やかな指導や切れ目のない支援を実施します。	・特別支援教育推進事業
<安全・安心で快適な教育環境の充実> ○学校施設を安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、老朽化している学校施設は建物の調査を行い、大規模改修や長寿命化対策を行います。 ○計画的にトイレを和式便器から洋式便器に改修することで、利用者に優しい環境整備を進めます。 ○通学路の危険箇所の点検や登下校時の見守りの実施を継続します。また、通学困難地域で遠距離通学となる児童生徒の効率かつ安全な通学手段を確保します。 ○児童生徒数に応じた適正規模・適正配置を検討します。	・小中学校施設管理事業 ・小中学校トイレ洋式化事業 ・中学校非構造部材改修事業 ・荒川中学校校舎等改築事業 ・休校校舎等解体事業 ・遠距離通学対策事業 ・学校教育総務管理事業
<学校給食の充実> ○児童生徒の成長に必要な栄養が確保され、食物アレルギーに対応した安全・安心な給食を提供します。 ○可能な限り地場産の食材を活用した給食を提供します。	・学校給食運営事業
<教育の機会均等の確保> ○経済的理由により就学が困難な児童生徒への適切な就学援助を実施します。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な就学援助を実施します。	・児童就学援助事業 ・生徒就学援助事業

●基本方針

- 特色ある学びの機会を通して、児童生徒が「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」を身につけることができるまちをめざします。

●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>＜確かな学力の向上＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度から学校司書を2人（小学校1人、中学校1人）設置しており、今後さらに学校図書環境の整備と充実を図ることで、語彙の拡充や表現力・読解力の向上につなげます。 ○ネイティブスピーカーによる英語授業サポート率100%を実現していますが、平成32（2020）年度から英語が小学5、6年生で正式な教科となることを考慮し、今後、さらなる授業内容の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育推進事業
<p>＜豊かな心とたくましい体の育成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集団宿泊体験活動や職場体験活動など、さまざまな体験活動を通して、道徳教育やふるさと教育の充実を図ります。 ○体育の授業時間以外に、授業前の時間を活用した体力づくりの取り組みや月1回の全校体育集会の実施など、各学校で作成した「体力アッププラン」に基づき、体力の向上を図る取り組みを推進します。 ○食の大切さを学ぶ食育を推進し、地産地消による郷土愛の醸成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教育活動事業 ・中学校教育活動事業 ・学校教育推進事業 ・学校給食運営事業
<p>＜教職員の知識・技能の向上＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の知識・技能の向上に向け、教職員を指導する指導主事の充実を図ります。 ○教職員の研修を充実し、資質・能力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員人事管理事業 ・学校教育推進事業
<p>＜幼児期教育の支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育と小学校教育のスムーズな接続を図るために、幼児期の指針となる「紀の川スタンダード」の充実を図り、小学校での学びが安心してスタートできるような「スタートカリキュラム」を作成、活用していきます。 ○幼児期・学童期の子供たちに共通の視点で関われるように、指導者の共通研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育推進事業

●基本方針

- 一人一人が人権問題を自分自身の問題と受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々が問題意識を持ち、全ての人の人権が尊重された差別のないまちをめざします。

●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>＜人権教育の推進＞</p> <p>○就学前は、自然や動植物と触れ合うことでいのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったりするなど、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育んでいくことを基本とした人権教育を推進します。</p> <p>○小・中学校では、学校生活のあらゆる場を通して、個々の児童生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育や、コミュニケーション能力など人権に関わるスキル（技能）を身につける教育を推進します。</p> <p>○社会教育として、さまざまな学習機会を通して、市民一人一人が人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活で実現できるよう取り組みを推進します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育推進事業 ・人権教育推進事業

●基本方針

- いつでもどこでも自らの意思と選択により、学びたいときに学ぶことができ、人と人とのつながりの中で学習を深められるまちをめざします。

●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>＜生涯学習機会の提供＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民ニーズに対応した講座の開催や事業を実施し、生涯学習のきっかけとなる機会の創出を図るとともに、SNSなどを用いた多様な広報による情報提供を実施することで、市民が自主的に生涯学習活動を行えるよう支援します。 ○市民の文化意識の高揚を図るため、質の高い文化や芸術に触れることができる機会を提供します。 ○今後の生涯学習活動を担う人材の育成を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館活動推進事業 ・ 生涯学習推進事業 ・ 文化振興事業
<p>＜生涯学習施設の整備充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者が安全に安心して利用できるよう、生涯学習施設の適正な維持管理を行います。 ○生涯学習施設を有効活用するため、施設使用手続の簡素化を進めるなど、利便性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習施設管理運営事業 ・ 公民館管理運営事業
<p>＜図書館の充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民ニーズに沿った蔵書・資料の数と質の充実を図るとともに、2館それぞれで特色あるイベントや季節毎のイベントなどを開催することで、利用者増加を図ります。 ○司書などの専門人材の配置を充実させるとともに、職員の資質・能力の向上を図ります。 ○高齢者、子育て世代、障害のある方など、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。また、直接来館が困難な方に対するサービスのあり方についての検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館運営事業

●基本方針

- 市内の歴史と文化が適切に守られ、貴重な資源として、活用されているまちをめざします。

●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>＜歴史文化の保護・継承＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次世代へと文化財を引き継ぐため計画的に整備・保存を実施するとともに、伝統文化・伝統行事の保存・継承に取り組みます。 ○未指定の文化財や建造物などの実態調査を進めるほか、郷土の貴重な資料の収集に努めます。 ○歴史民俗資料館における展示品の充実や情報発信を強化し、来館者数の増加を図るための取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護事業 ・文化財施設管理運営事業 ・旧名手本陣整備事業
<p>＜文化財の活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財サポーターの確保を図るとともに、歴史体験教室や講演会などを文化財サポーターと協働して取り組み、市民のさらなる参画を推進します。 ○文化財施設を活用したイベント（落語会・講演会など）の開催をはじめ、文化財に対する関心を持つきっかけづくりと、市民が郷土の歴史を知り、郷土愛の醸成につながる取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護事業

●基本方針

- 生涯を通して全ての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らすことができるまちをめざします。

●目標実現のための取り組み

取り組み方針	取り組み事業
<p>＜生涯を通じたスポーツ活動の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市のスポーツ振興の指針となる次期「スポーツ推進計画」を策定し、計画に基づく生涯スポーツの振興を図ります。 ○児童生徒や青少年のスポーツ活動を支援し、ジュニアスポーツの競技力向上を図ります。 ○高度で専門的な施設と人材を有する日本体育大学とスポーツ交流を行うことで、児童生徒のスポーツへの関心を高めるとともに、指導者の発掘・育成を行います。 ○スポーツ人口の拡大を図るため、既存のスポーツだけでなく、新しいスポーツやレクリエーションの普及を進めます。 ○地域や関係団体と連携し、スポーツフェスティバルの内容の充実を図るなど、市民が参加しやすいイベントやスポーツ教室の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画策定事業 ・スポーツ少年団運営事業 ・スポーツ交流事業 ・スポーツイベント開催事業 ・スポーツ推進委員協議会運営事業
<p>＜スポーツ施設の充実と適切な管理＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ施設を適切に維持管理することで、市民がいつでも安全に安心して身近にスポーツを楽しむことのできる施設環境を整えます。 ○利用者の増加につながるスポーツ施設の備品や設備の充実を図ります。 ○インターネットを活用した施設利用状況の照会や施設使用手続の簡素化を図るなど、市民の利便性の向上につながる取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動公園管理運営事業 ・体育施設管理運営事業